

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
感染症検査機器定期保守業務委託	R2.4.1	有限会社友田大洋堂 松江市嫁島13-34	1,065,900	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	当該機器は、病原体遺伝子を迅速に検出できる極めて高度な技術を擁する機器であり、製造メーカーの代理店でなければ保守点検ができない。また、故障時に迅速な対応が必要であり、松江市近郊で技術者を確保できるメーカー特約代理店と契約を締結する。	
リアルタイムPCRシステム 7500Fast 1式	R2.4.23	有限会社友田大洋堂 松江市嫁島13-34	6,600,000	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	契約の目的物が特定の者でなければ納入できないため	
生活困窮者自立相談支援人材養成研修業務委託	R2.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	1,365,290	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は、市町村社会福祉協議会等が自治体から受託している自立相談支援機関において、相談・支援業務に従事する相談支援員等への研修を行うものである。契約相手方は、市町村社会福祉協議会への支援や社会福祉の人材育成などの業務を行うことを目的とした団体であり、研修実績も豊富である。また、生活困窮者支援に関わる関係機関・団体と日頃から十分な連携が図られており、県内で本事業を実施できる団体は契約相手方以外にない。	
島根県福祉人材センター運営事業委託	R2.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	85,891,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づく「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。	
島根県地域生活定着支援センター運営事業委託	R2.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	18,099,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は、矯正施設出所者を適切な福祉サービスに繋げ、地域生活への定着を図ろうとするものであり、各福祉施設をはじめとする社会福祉事業者間のサービス利用調整や地域でのインフォーマルサービスを含めた受け入れ体制を整備することが主たる目的である。必須要件の①客観的な立場で各福祉サービスの事業者、施設間の調整、受入先施設の支援ができること②専門的な立場で保護観察所、矯正施設等との調整ができること③全県的に支援が可能であることをすべて満たす団体は契約相手方以外にない。	
ヨウ素剤システム改修業務委託	R2.4.1	富士通株式会社 山陰支社 支社長 竹岡ゆかり 島根県松江市学園南二丁目10番14号	6,278,580	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本システムは、平成27年度に富士通株式会社山陰支社が開発したものであり、同システムの内容を熟知しており、当該業務を適切に実施可能なのは、同社以外にない。	
島根県子ども医療電話相談(#8000)業務委託契約	R2.4.1	ダイヤルサービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	9,075,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は年間を通じた小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術や医療に関する知識の専門性及び通年での相談体制が整備されていること。 また、相談に対応するためには、本県の小児救急医療の提供体制を熟知している者である必要があり、当該法人以外にない。	
島根県ドクターヘリ運航連絡調整業務委託契約	R2.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 五十嵐 好信 愛知県西春日郡豊山町大字豊場字林先1番地1	1,959,816	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務はドクターヘリ運航に係る各種連絡調整業務であることから、島根県ドクターヘリ運航業務を受託しているものでなければ履行できないため。	
広域災害救急医療情報システム業務	R2.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 岩本 敏男 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	5,280,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	災害時の病院被災情報を収集、発信するシステムである広域災害救急医療情報システムは、NTTデータが国からの委託を受けて開発しており、接続できる業者はNTTデータのみであるため。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和2年度移植医療普及啓発事業委託契約	R2.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢 卓嗣 島根県出雲市塩冶町223番地7	20,326,240	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、①移植医療に関する普及啓発等を行うことを目的に設立された法人である、②複合バンクである「しまねまごころバンク」が設置され、厚生労働省から眼球のあっせん業許可を県内で唯一受けている団体である、③臓器移植に関する普及啓発や関係者間の連絡調整等を行う県臓器移植コーディネーターが県内で唯一配置されていることから、当該事業を実施可能な事業者は、本県では当該法人以外にないため。	
医療・介護・保健データ統合分析システム運用業務委託	R2.4.1	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長 鬼頭誠司 東京都大田区蒲田5-37-1	2,970,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	医療・介護・保健データのデータベースを構築し、分析ができるシステムを提供する業者が同社のみであり、また同社は照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため、地方自治法施行令による「性質又は目的が競争入札に適しない」と認められることにより、同社への特命随意契約とする。	
令和2年度訪問看護に関する研修実施業務	R2.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	2,400,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
令和2年度県立松江高等看護学院管理運営委託	R2.4.1	一般社団法人 松江市医師会 会長 泉 明夫 松江市西塚島2丁目2番23号	104,723,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化・多様化する医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨地実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。 こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せられることのできる団体は、当該法人以外にはないものと考えられる。	
令和2年度県立石見高等看護学院管理運営業務	R2.4.1	公益社団法人 益田市医師会 会長 神崎 裕士 益田市遠田町1917番地2	222,963,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨地実習の充実が重要であり、臨地実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで准看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。併せて、臨地実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。 以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せることが可能な団体は、当該法人以外にない。	
令和2年度島根県ナースセンター事業委託	R2.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	15,697,532	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。 本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。	
令和2年度新人看護職員研修(多施設合同)事業	R2.4.24	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	1,795,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
令和2年度新人看護職員研修 (研修責任者等)事業	R2.4.27	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	2,958,200	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
令和2年度看護師等教育研修 事業	R2.4.28	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	1,854,420	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
医療勤務環境改善アドバイザー業務	R2.4.1	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 会長 永山正人 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5階	3,860,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、厚生省の外郭団体として平成2年に発足し、平成24年に公益社団法人の認可を得た会員数3,000人超の団体である。 島根県においても平成27年度に4病院、28年度に3病院、29年度に2病院、30年度に1病院、31年度に2病院のアドバイザー支援を実施した実績があり、県内の勤務環境改善の取組状況にも精通していることから、本事業を適切に実施できるのは、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会以外にない。	
令和2年度看護師の特定行為 に係る指定研修機関設置・運 営事業	R2.4.1	島根県立中央病院 病院長 小 阪 真二 島根県出雲市姫原四丁目1-1	20,830,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	今後の地域包括ケアシステム構築にあたり、2025年に向けてさらなる在宅医療の推進を図るためには、あらゆる分野での活躍が期待される特定行為ができる看護師を計画的に養成することは政策医療である。 島根県立中央病院は、県立病院の使命として、島根県内全域を対象として地域に必要とされる総合力をもった医療者の育成を担う地域医療支援病院であることから、平成29年度以降、島根県立中央病院に特定行為研修の指定研修機関を設置することを前提に、検討してきているところである。 以上から、本事業を実施できる団体は当該病院以外にない。	
令和2年度しまね地域医療支 援センター事業委託契約	R2.4.1	一般社団法人しまね地域医療 支援センター 理事長 井川幹 夫 島根県出雲市塩冶町89番地1	72,941,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	一般社団法人しまね地域医療支援センターは、島根大学・県内病院・医師会・市町村・県の54団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。 本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。	
令和2年度夏季・春季地域医 療実習事業	R2.4.1	国立大学法人島根大学 学長 服部泰直 松江市西川津町1060番地	5,000,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。 また、本事業は平成14年度より実施しているが、参加する医学学生は島根大学医学部の学生が大多数を占めることから、効率的に事業を実施するためには、同大学以外に適当な者がいないため。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和2年度島根大学医学部附属病院卒後教育環境等整備事業	R2.4.1	国立大学法人島根大学 学長 服部泰直 松江市西川津町1060番地	18,287,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は、非営利事業を公法人である国立大学法人と直接契約を締結するものである。 また、専門研修プログラムの基幹病院となるためには、適切な指導医の数、症例数、研修体制等が必要となるが、すべての診療科でこれらの水準を満たし、事業目的を遂行できるのは島根大学以外にないため。	
検体検査業務委託	R2.4.1	株式会社福山臨床検査センター三次支所 広島県三次市南畑敷町818-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	刑務所内の診療所であり、臨床検査技師は配置されていない。特殊性、診療状況、体制等を開設時から熟知し、当診療所で導入した電子カルテに対応した検査結果の提供が可能な事業者が他に無いため。	単価契約 執行予定金額:2,712,733円
保健医療福祉制度等広報啓発業務	R2.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 小村明弘 松江市袖師町1番31号	8,800,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。 島根県医師会は1,000人を超える会員を有する県最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に関しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。 このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は島根県医師会しかない。	
島根県医療機能情報システム運用保守業務委託	R2.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 本間 洋 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	10,890,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本システムは、(株)NTTデータが開発したものであり、同システムの内容を熟知している。厚労省の制度改正により全国統一化システムの構築が予定されており、全国統一化システムへの対応のため、現行システムの運用保守を行う(株)NTTデータとの業務委託を3年間延長するため。	
令和2年度先天性代謝異常等検査業務の委託契約	R2.4.1	国立大学法人島根大学 (島根県松江市西川津町1060)	3,325	第167条の2第1項第2号	健康推進課	新生児マスキリング検査の対象となっている疾患は急性発症により新生児の命に関わる場合もあるため、より迅速な検査体制を確保が求められるが、県内で唯一新生児マスキリング検査が可能な機関は島根大学のみであるため。	【単価契約】 執行予定総額18,287,500円
令和2年度島根県難病相談・支援センター事業及び専門相談事業	R2.4.1	公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター島根 (島根県出雲市塩冶町223番地7)	12,249,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業の実施には、難病相談・指導及び支援の能力と実績があることが求められる。 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、県内唯一の難病専門の研究機関として、難病診療連携拠点病院でもある島根大学医学部と連携し難治性疾患の研究を行った実績があり、所内に窓口を設け相談業務を実施している県内唯一の機関であるため。	
令和2年度島根県難病医療提供体制整備事業	R2.4.1	公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター島根 (島根県出雲市塩冶町223番地7)	4,571,900	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業は、難病診療連携コーディネーターを配置し、難病が疑われながらも診断がつかない患者について、協力病院等からの診療連携の相談に応じ、早期に正しい診断が可能な医療機関や難病医療支援ネットワーク等への相談・照会等を行う事業であり、難病医療に関するノウハウや医療機関とのネットワークを有している機関への委託が必要である。 公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、昭和50年の島根医科大学(現在の島根大学)の開学を契機として設立されて以来、県内唯一の難病専門の研究機関として、難病診療連携拠点病院である島根大学をはじめとする県内外の医療機関との連携を通じて、難治性疾患に関する調査研究や技術研修、難病相談等を実施してきており、この条件を満たしていると認められるため。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県難病患者等公費負担管理システム運用保守業務委託	R2.4.1	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 中四国支社 (広島県広島市中区胡町4番21号)	1,980,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	システムの質と適切な運用の確保及び価格の抑制の観点から、提案協議により、「島根県難病患者等公費負担管理システム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会」が選定した者であるため。	
国保事業費納付金算定等関連業務に係る業務委託	R2.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 (島根県松江市学園1丁目7-14)	3,659,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	国民健康保険の事業費納付金・標準保険料率の算定にあたっては、国が開発した「国保事業費納付金等算定標準システム」を利用することとなるが、システム運用等の一部業務を国民健康保険団体連合会へ委託する。 また、高額医療費情報の把握や、特別高額医療費共同事業の運営を、引き続き、同連合会に担って貰うため、併せて業務を委託する。	
市町村事務処理標準システムの導入及びクラウド化に係る業務委託	R2.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 (島根県松江市学園1丁目7-14)	3,100,530	第167条の2第1項第2号	健康推進課	平成30年度の国保制度改革に伴い、国が市町村の国保事務の支援、標準化を目的として開発した「市町村事務処理標準システム」(以下、標準システム)の導入を推進するにあたり、国庫補助の対象となる共同利用(クラウド)環境を構築し、提供することについて市町村と合意を図っている。 クラウド環境を構築するあたり、電算システム等に関して高い専門性を要すること、全国的に標準システムの導入支援等を行っている国民健康保険中央会との連携が容易であること等から、データセンターの仕様検討やクラウド環境の調達、管理運営等に係る業務を委託する。	
令和2年度がん登録業務委託	R2.4.1	国立大学法人島根大学 (島根県松江市西川津町1060)	9,979,200	第167条の2第1項第2号	健康推進課	当該法人は、①がんに関する基礎研究部門を設置し、がんを専門的に研究しており、その研究結果を地域社会へ還元することを理念としている機関である、②県内で唯一厚生労働省から「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受けており、県におけるがん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築に関して、中心的な役割を担っている、③情報の管理を厳格に行う体制が整っていることから、本事業を委託することができる唯一の機関であるため。	
令和2年度がん相談員等資質向上事業委託	R2.4.1	国立大学法人島根大学 (島根県松江市西川津町1060)	7,292,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	当該法人は、①がん相談員及びピアサポートに携わる人材育成が可能である、②がん相談のノウハウを有している、③診療現場の医師・看護師等との連携を密接に図ることが可能である、④島根県がん対策推進協議会との連携を図ることが可能である、⑤都道府県拠点病院であり教育、がん相談及びがん医療を併せ持っていることから、本事業を委託することができる唯一の機関であるため。	
令和2年度不妊専門相談センター事業委託	R2.4.1	島根県立中央病院 (島根県出雲市姫原四丁目1番地1)	2,090,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	当該法人は、不妊症看護認定看護師1名の他、不妊カウンセラー講習会を受講した助産師による電話相談を常時受けることができることと、不妊治療実施医師及び産婦人科医師によるバックアップ体制があり、不妊専門相談を委託できる唯一の機関であるため。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和2年度島根県産前・産後訪問サポーター認定講習及びコーディネーター養成研修業務委託	R2.4.1	公益社団法人 島根県シルバー人材センター (島根県松江市殿町8番地3タウンプラザしまね2階)	2,710,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本委託業務は、県内市町村が実施する訪問サポート事業の担い手の一端として、会員登録制で人材派遣を行い、短期間の変則的な勤務にも対応できる、シルバー人材センターの会員を育成するものである。 当該法人は、県内12市町村のシルバー人材センターを構成員として組織しており、県内の各センターと連携して会員向けの講習を実施することが可能であるほか、市町村から同様の委託の実績も有しており、本業務を委託することができる唯一の機関であるため。	
高齢者活躍推進情報発信等業務委託	R2.4.1	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383番地	4,400,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	・広報の方法としていろいろな媒体が考えられるが、対象は高齢者であり、手にとって見ることができる媒体が望ましい。新聞が最適だが、価格面を考慮すると、別刷りのタブロイド紙での広報が効果的と判断する。 ・相手先としては、18万部の発行実績を持ち、県内での新聞の圧倒的シェアを有する山陰中央新報社が適当。	
援護システムの運用支援に係る委託契約	R2.4.1	東京都江東区亀戸2-35-13 新永ビル3F 株式会社ヒロケイ 執行役員 首都圏事業部長 前迫 真	1,210,660	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	厚生労働省の指定による。(援護システムは、厚生労働省、データセンタ、サポートセンタと各都道府県をネットワークで結び各種の援護業務を行うものとして厚生労働省が整備したものであり、システムに関する運用支援業務の契約にあたっては、作業と経費の効率化、サービスレベルの均一化等を図ることから、同省が入札した業者と各都道府県が契約を行うよう指定されているため。)	
令和2年度中高年齢者等への入門的研修事業等業務委託	R2.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 島根県松江市東津田町1741-3	6,377,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	入門的研修の修了者について介護分野への参入を支援するため、介護福祉士等の届出制度を利用し、介護施設・事業所とのマッチング支援の実施を図るよう努めることとされている。当該団体は社会福祉法第93条に基づき、県ごとに1団体に限り定められる福祉人材センターに指定されており、今回の事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。	
介護給付適正化業務委託	R2.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 理事長 島根県松江市学園1丁目7-14	3,847,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該業務は、国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを使用し、給付適正化に資するデータ等の確認を行うもので、介護保険の給付管理を行う島根県国民健康保険団体連合会がこの事業を遂行できる唯一の機関であるため。	
島根県訪問看護ステーション出向研修事業委託	R2.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 島根県松江市袖師町7-11	2,500,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職能団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護職員確保対策事業、助産師出向支援事業等の委託実績がある。本事業は、看護師の実践能力の強化を図るものであり、関係団体との調整、相談支援等のコーディネーター機能及び看護師職能に関する知見が不可欠であり、当県において本事業を効果的・効率的に実施できる団体は、当該法人以外にない。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
しまね若年性認知症相談支援センター運営事業委託	R2.4.1	出雲市今市町1213 公益社団法人認知症の人と家族の会 島根県支部	1,793,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。家族会は、「しまね認知症コールセンター運営事業」を受託しており、当事者等からの電話相談及び市町村等関係機関との連携の実績があり、また全国組織のネットワークを活かして、全国で活躍する先駆的な当事者や団体の活用や先進的な対応が期待できる。さらに、島根県認知症施策検討委員会において、本事業を行うのに適した団体であるとされ、若年性認知症支援コーディネーター研修も3名が受講修了しており、家族会はこの業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
しまね認知症疾患医療センター運営事業委託	R2.4.1	国立大学法人島根大学 学長 島根県松江市西川津町1060	8,074,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根大学医学部附属病院は、島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成31年3月27日付けで認知症疾患医療センター(基幹型)の指定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。	事業委託先: 島根大学医学部附属病院
しまね認知症コールセンター事業委託	R2.4.1	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部 代表世話人 島根県出雲市今市町1213	1,940,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。 委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
認知症疾患医療センター運営事業委託	R2.4.1	社会医療法人昌林会 理事長 島根県安来市安来町899-1	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成31年3月27日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先:安来第一病院
認知症疾患医療センター運営事業委託	R2.4.1	社会医療法人正光会 理事長 島根県益田市高津町四丁目24-10	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成31年3月27日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先:松ヶ丘病院
認知症疾患医療センター運営事業委託	R2.4.1	社会医療法人清和会 理事長 島根県浜田市港町293-2	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、令和2年3月24日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定(変更)を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先:西川病院
生活支援コーディネーター活動支援研修業務委託	R2.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 島根県松江市東津田町1741-3	3,347,949	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県社会福祉協議会は地域福祉の充実を目指す活動を行い、福祉人材センターとして社会福祉事業従事者の研修や人材育成の研修を多数実施し熟知している。この事業の目的を果たすことができるものがほかにない。	
介護保険指定事業者管理システム運用支援業務委託	R2.4.1	株式会社 マツケイ 代表取締役社長 島根県松江市乃木福富町735-211	3,630,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本システム導入時、一般競争入札により契約者が決定となった。以降、複数回にわたる介護保険の制度改正により、大幅な仕様変更を要したためシステムが複雑化しており、入力作業、管理等システム設計と切り離せないことから、システムを構築した業者でしか行えないため。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和2年度母子・父子福祉センター管理運営業務委託	R2.4.1	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	7,226,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉連合会以外にない。	
島根県母子父子寡婦福祉資金システム運用保守業務委託	R2.4.1	株式会社島根情報処理センター 島根県出雲市今市町321番地3	1,188,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	運用保守業務は、島根県母子父子寡婦福祉資金システムを開発から運用保守・システム管理を行いシステム全体を熟知した者でなければ実施できないため。	
令和2年度児童移送業務委託	R2.4.1	日本交通株式会社 島根県松江市東朝日町278番地3	単価契約 (総額 5,892,930)	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	児童移送委託業務を県全域において実施できる業者はこの1社しかないため。	・単価契約(契約金額欄の数字は予定調達総額) ・単価は距離及び時間
令和2年度里親研修事業業務委託	R2.4.1	島根県里親会 松江市西川津町3090-1	1,028,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	事業遂行にあたっては、里親制度の推進や社会的養護について十分な理解と熱意が必要であることから、日頃から要保護児童の養育に取り組んでいる里親で組織される島根県里親会への委託が適当なため。	
令和2年度島根県ステップハウス提供事業業務委託	R2.4.1	非公表	2,159,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次的被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員の配置が必要である。 恒常的に職員が勤務しており、常に対象者の受入れ体制が組織的に確保されていることや、自立のための就職先が身近に多くあることから、当該事業者が最も効果的に本事業を実施できるため。	
令和2年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託	R2.4.1	社会福祉法人島根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	2,450,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法人の他にないため。	
令和2年度障がい者就労事業振興センター業務委託	R2.4.1	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター 松江市東津田街1741番地3	44,037,906	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	同法人は、農業・商工業の経験や専門知識を有する職員を配置しており事業所の課題やニーズを深く理解しており工賃向上において高い事業効果が見込まれること及び工賃向上に関する専門的支援が行える全県をカバーすることが可能な唯一の組織であるため。	
令和2年度障がい者就労移行推進事業委託	R2.4.1	社会法人桑友 松江市天神町93	13,781,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、各圏域に1法人のみであるため。	
令和2年度障がい者就労移行推進事業委託	R2.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 雲南市木次町下熊谷1259-1	6,256,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、各圏域に1法人のみであるため。	
令和2年度障がい者就労移行推進事業委託	R2.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476-1	13,933,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、各圏域に1法人のみであるため。	

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
令和2年度障がい者就労移行推進事業委託	R2.4.1	社会福祉法人亀の子 大田市長久町長久267-6	8,646,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、各圏域に1法人のみであるため。	
令和2年度障がい者就労移行推進事業委託	R2.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	10,905,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、各圏域に1法人のみであるため。	
令和2年度障がい者就労移行推進事業委託	R2.4.1	社会福祉法人希望の里福祉会 益田市高津3-23-1	11,111,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、各圏域に1法人のみであるため。	
令和2年度障がい者就労移行推進事業委託	R2.4.1	社会福祉法人わかば 隠岐の島町岬町中の津の四309-1	5,876,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき知事の指定を受けた法人が行うこととなっており、各圏域に1法人のみであるため。	
あいサポート運動推進事業委託	R2.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 松江市東津田町1741-3	3,564,770	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	あいサポートメッセージを養成するための研修会を実施し、メッセージの登録・管理、あいサポーター研修会の受付、講師派遣、実施、結果報告を行うとともに小学生向け教材の作成を行うものである。 島根県社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、地域福祉の推進や社会福祉事業に関する連絡調整を主たる目的とする公的な法人である。 あいサポート運動推進事業を県内で広域的に実施できる団体は、島根県社会福祉協議会しかなく、同法人を委託先とする。	
令和2年度島根県発達障害者支援センター運営事業委託	R2.4.1	社会福祉法人親和会 出雲市神西沖町2476-1	41,295,881	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業当実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することとなっており、指定法人は2法人のみであるため。	
令和2年度島根県発達障害者支援センター運営事業委託	R2.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 浜田市金城町七条ハ559-2	36,283,031	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は発達障害者支援法及び発達障害者支援センター運営事業当実施要綱に基づき、法第14条第1項の規定により知事が指定した法人が実施することとなっており、指定法人は2法人のみであるため。	
令和2年度子どもの心の診療ネットワーク事業子どもの心の診療対応力向上事業業務委託	R2.4.1	国立大学法人島根大学 松江市西川津町1060	3,570,486	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該病院は本事業の協力病院として県内の支援体制構築に携わっており、子どものこころ診療部は子どもの心の問題に対応できる小児科の専門医を有し、当該病院精神科との連携も可能である。研修会を開催できる人材や事例検討会に提供可能な事例が豊富であり、本事業の目的である人材育成、小児科と精神科などの医療機関同士の連携を図ることができるのは、委託先以外にないため。	
令和2年度子どもの心の診療ネットワーク事業拠点病院相談支援体制強化事業業務	R2.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	11,887,044	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	当該病院は、児童精神科等子どもの心の専門医を有し、児童思春期病棟及び専門外来を設置するなど児童思春期の精神科医療で高い評価を得ており、県内で拠点病院として活動できる医療機関は他にはないため。	
令和2年度島根県負傷及び収容動物診療等業務委託	R2.4.1	公益社団法人島根県獣医師会 松江市殿町19-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務の遂行にあたっては、県内全域の開業獣医師をカバーし、かつ参加獣医師を取りまとめることができる組織が必要である。上記法人は県内獣医師の大多数で組織されており、事業実施に必要な連絡体制が整えられている。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	単価契約 予定調達総額1,306,230円

随意契約の結果の公表

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の 名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令 の適用条項	所管部課(地方機関) の名称	随意契約 とした理由	備考
令和2年度島根県譲渡猫不妊去勢手術費用助成制度に係る業務委託	R2.4.1	公益社団法人島根県獣医師会 松江市殿町19-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務の遂行にあたっては、県内全域の開業獣医師をカバーし、かつ参加獣医師を取りまとめることができる組織が必要である。上記法人は県内獣医師の大多数で組織されており、事業実施に必要な連絡体制が整えられている。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	単価契約 予定調達総額1,945,350円
令和2年度食品衛生推進業務委託	R2.4.16	一般社団法人 島根県食品衛生協会 松江市大輪町414番地9	2,407,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務には、県内全域での食品等事業者間のネットワークと専門的知識が不可欠であり、業務遂行に必要な体制が整えられているのは、本団体の他にはない。	
令和2年度島根県食品衛生業務管理システム運用保守業務委託	R2.4.1	株式会社ハイエレコン 広島県広島市西区草津新町1丁目21番35号	1,650,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	H29.11.28付けで左記法人と島根県食品衛生業務管理システムの開発について委託契約を締結し、H30年4月からシステムが運用されている。システムを開発した左記法人が運用保守を行うことが適切であることから、随意契約することとした。	
令和2年度食品衛生法に基づく収去検査業務委託	R2.4.1	公益財団法人島根県環境保健公社 松江市古志原一丁目4番6号	6,032,400	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記法人は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の汚染物質や貝毒、同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、県内の登録検査機関中で最も幅広い検査項目に対応できる体制が整っており、試験検査に関して多くの実績がある。また、松江市の本社に加え浜田支所を持ち、県内各保健所の検体を定期的に回収しており、当事業における収去食品の輸送面においても全県下をカバーする体制が整っている。食品の試験は定期的実施する収去検査の外、食中毒等の事故発生時や違反食品の流通等、緊急的に行う検査もあり、速やかに対応し試験結果を得るためには、県内に所在していることが不可欠である。さらに、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことや、委託業務の監査等も容易に実施することができる。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	
令和2年度献血推進員設置事業委託	R2.4.1	松江市内中原町40番地 日本赤十字社島根県支部 局長	4,129,488	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	献血推進員の業務は、移動採血車の配車計画に基づく各配車地域の企業団体等への協力依頼や血液不足時の緊急な献血要請を行うことなどであるが、当該業務を円滑かつ迅速に実施するためには県内の移動採血車の稼働状況や血液の在庫状況等を常時把握する必要があり、この条件を満たすことができるのは県内に血液センターを設置している日本赤十字社島根県支部以外にない。	